

障害福祉関係ニュース 平成30年度5号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算358号
(平成30年7月24日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 平成30年7月豪雨にかかわる義援金のご協力について (お願い) | …P. 1 |
| 2 | 平成30年7月豪雨 関連情報について | …P. 2 |
| 3 | 熱中症予防対策について | …P. 4 |
| 4 | NHK放送受信料免除についてのお知らせ | …P. 5 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 2018年チャリティプレート助成金のご案内 | …P. 6 |
| 2 | 平成30年度 第1回障連協セミナーのご案内 | …P. 7 |
| 3 | 「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内 【再募集】
(民間社会福祉事業職員課程・秋期コース) | …P. 7 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成30年7月豪雨にかかわる義援金のご協力について (お願い)

平成30年7月豪雨により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では7月17日(火)に会長会議を開催し、各種別協議会等との協働のうえ、被災施設を支援するため、全国の福祉関係者を対象に義援金を募集することといたしました。つきましては、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) 募集期間

平成30年7月23日(月)～平成30年8月31日(金)

(2) 送金口座

①三井住友銀行 東京公務部 (096) 普通 0167239

〔口座名義〕 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会 (義援金口)

② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194

〔口座名義〕 全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口

※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

(3) 義援金の使途

義援金は現地支援活動費に充当せず、被災地の福祉施設の見舞金として全額送るものとする。

(4) 義援金の配分方法

義援金の配分方法については、別途、社会福祉施設協議会連絡会「会長会議」において検討する。

(5) 問合せ先

全国社会福祉協議会 法人振興部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928

E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

2. 平成30年7月豪雨 関連情報について

平成30年7月豪雨について、厚生労働省より各種関連情報が公表されています。障害福祉サービスに関する特例情報や、被災した方々への情報について、下記および厚生労働省HPをご参照ください。

[厚生労働省HP]ホーム>政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 災害 >

平成30年7月豪雨について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00001.html

【 関連情報一部抜粋 】

○平成30年7月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金を支出することについての特例について

(平成30年7月13日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)

今般の平成30年7月豪雨の被害が極めて甚大であることに鑑み、当災害の寄付金(義援金)の支出については、特例的に、当該法人の所轄庁と事前に協議のうえ、一定の要件(①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。)を満たすことを条件に支出を可能とする取り扱いとされます。

○平成 30 年 7 月豪雨に伴う障害福祉サービス事業所等の人員基準等の取り扱いについて

(平成 30 年 7 月 12 日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に伴う障害福祉サービス事業所等の人員基準の取り扱いについては、障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えないとされています。また、その際に利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行われません。

また、今般の平成30年 7 月豪雨に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、障害福祉サービス等報酬、人員、設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いとして、減額措置を適用しないことが可能とされています。

なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能となります。また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の（派遣前の配置人数に基づく）報酬の算定を可能とすることとされています。

○平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の取り扱いについて

(平成 30 年 7 月 13 日付 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 事務連絡)

(1) 利用料支払い猶予の配慮について

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に関し、障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対しては、障害者総合支援法等に基づき、市町村が定める基準の規定による利用料の支払について猶予することができます。利用料の猶予を受けられる対象者は、以下の要件の例を参考にしてください。

(例) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

上記に該当しなくとも、必要な者については適切に利用料の支払いの猶予がなされるよう特段の配慮をお願いいたします。

(2) 障害福祉サービス事業所等における確認及び障害福祉報酬の請求等について

事業所においては、受給者証等により、住所を確認するとともに、猶予が必要と考えられる者の住家や主たる生計維持者等の状況等を介護給付費などの請求に関する書類等に簡潔に記録してください。ただし、受給者証等が確認できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載が必要です。利用料の支払いを猶予した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求してください。

3. 熱中症予防対策について

連日の記録的な猛暑により、熱中症による健康被害が発生しています。平成30年5月24日発行の本ニュース（平成30年度2号）においても、熱中症対策の取り組みについてご案内をさせていただいておりますが、熱中症予防に万全を期していただきたく、改めてご案内をさせていただきます。

厚生労働省より、熱中症関連情報として熱中症予防の普及啓発・注意喚起を目的としたリーフレットが公表されていますので、ご参照いただき、こまめな水分・塩分の補給やエアコンの利用等、熱中症予防の取り組みをお願いいたします。

熱中症予防のために（リーフレット記載内容抜粋）

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
(重症になると)
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

暑さを避ける	
<p>室内では・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扇風機やエアコンで温度を調節 ・ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用 ・ 室温をこまめに確認 ・ WBGT 値(※)も参考に <p>※WBGT 値： 気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数</p>	<p>外出時には・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日傘や帽子の着用 ・ 日陰の利用、こまめな休憩 ・ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える ・ からだの蓄熱を避けるために通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす
こまめに水分を補給する	
<p>室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液(※)などを補給する</p> <p>※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの</p>	

[厚生労働省HP]ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 熱中症関連情報

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

3. NHK放送受信料免除についてのお知らせ

NHK放送受信料の免除については、日本放送協会放送受信料免除基準に基づき実施されておりますが、平成 30 年 4 月より、この免除基準が変更され、社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行う全ての施設または事業所が免除の対象となりました。

免除基準の変更にあたり、下記のとおり新たな免除対象となった事業所において、免除申請を行っていない場合は手続きを行っていただくよう、お願いいたします。

現行の免除対象	
障害者福祉関連	身体障害者福祉センター／補装具製作施設／視聴覚障害者情報提供施設 等

※障害者支援施設は、現行基準においても免除対象です。



新たな免除対象	
障害福祉関連	障害福祉サービスのうち「同行援護」／障害福祉サービスのうち「療養介護」 ／一般相談支援事業／特定相談支援事業／移動支援事業／身体障害者生活訓練 等事業／手話通訳事業／介助犬訓練事業／聴導犬訓練事業／盲導犬訓練施設

(社会福祉法に規定されている社会福祉事業を行うすべての施設が受信料免除の対象)

なお、免除対象となるのは、入所者・利用者の専用に供するために設置された受信機となります。

受信料が免除となる受信機	入所者・利用者の各部屋、入所者・利用者専用の食堂等に設置した受信機
受信料のお支払が必要な受信機	事務室、従業員休憩室、宿直室、入所者・利用者以外も利用する食堂等に設置した受信機

<お問い合わせ先>

NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077 (午前 9 時～午後 8 時)

II. その他の関連情報

1. 2018 年チャリティプレート助成金のご案内

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会では、障害者が通う小規模作業所、アクティビティ・センター（自立生活センター、グループホーム）などで、特に緊急性が明確である団体を対象とした、標記助成金への応募を受け付けています。

本助成金は、設備・備品・車両の助成を行うものであり、概要は下記のとおりです。

2018 年度 チャリティプレート助成金（概要）

1. 応募資格

- ① 助成年度の前年の 4 月 1 日までに設立され、すでに活動を開始していること。
- ② 年間総予算額が 2,000 万円をこえないこと。
- ③ 事業収入が 800 万円をこえないこと。
- ④ 公費助成のうち、運営費助成（対利用者）額が年間予算総額の 75%をこえないこと。
- ⑤ 社会福祉法人および財団法人は特別の理由がない限り対象としない。

2. 助成金額

1 件当たり 50 万円を限度とする。

3. 応募方法

2018 年 7 月 2 日～2018 年 10 月 1 日の期間中に、必要書類を郵送してください。

（一次審査必要書類）

- ・ 助成金申請書（様式指定）
- ・ 前年度の収支計算書
- ・ 今年度の予算書

※一次審査で選ばれた団体は、二次審査に必要な書類を 10 日以内にお送りください。

（二次審査必要書類）

- ・ 役員名簿（代表責任者明記のこと）
- ・ 前年度事業報告書
- ・ 要望物件のカタログ、見積書の写しなど

4. 応募書類の請求・問い合わせ先

〒166-0012 東京都杉並区和田 1-5-18 アテナビル 2 階

特定非営利活動法人 日本チャリティプレート協会 担当：諏訪

TEL：03-3381-4071 FAX：03-3381-2289

E-mail：info@jcpa.net

〔日本チャリティプレート協会HP〕トップページ > チャリティプレート助成金

http://www.jcpa.net/jcpa/?page_id=13

2. 平成30年度 第1回障連協セミナーのご案内

障害関係団体連絡協議会主催の標記セミナーが、平成30年9月4日(火)に開催されます。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて始動している、誰もが安心して快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりに向けた各自治体や関係機関の検討に際し、目指す社会を学び、今後障害福祉関係者がどのように関わっていくかなどの情報共有を目的に開催されるものです。

詳細は下記をご参照のうえ、ご関心のある方は是非ご参加ください。

障連協セミナー開催概要

日時 : 平成30年9月4日(火) 10時20分～12時00分

場所 : 全国社会福祉協議会5階「第1・2会議室」

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

定員 : 30名程度(定員になり次第、締め切ります)

参加費 : 1,000円(資料代込)

申込締切 : 平成30年8月24日(金)

プログラム :

10:20～10:25 (5分)	開会挨拶・オリエンテーション
10:25～11:55 (90分) ※質疑含む	講義「2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた ユニバーサルデザインの街づくりに向けた取り組み」 講師 東洋大学ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 教授 高橋 儀平 氏
11:55～12:00	閉会

お申込先(事務局)

障害関係団体連絡協議会事務局(担当 安藤、高柳)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL 03-3581-6502 / FAX 03-3581-2428 E-mail z-shogai@shakyo.or.jp

3. 「社会福祉主事」資格認定通信課程 受講者募集のご案内 【再募集】(民間社会福祉事業職員課程・秋期コース)

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の受講者を募集しています。

「社会福祉主事」は、福祉で働く方にとっての「基礎的」な資格であり、本課程では幅広く分野横断的に知識を得ることができます。福祉・介護分野で働いている方であれば原則としてどなたでもご受講いただけます。また、通信教育なので働きながら学習できます。

詳細は次頁および中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

「社会福祉主事」資格認定通信課程（秋期コース）の概要

受講期間：2018年10月～2019年9月（1年間）

学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）

申込締切：2018年8月10日（金）【当日消印有効】

※当初の申込期限（7月2日消印有効）から延長しています。

詳細・申込：中央福祉学院ホームページ

<http://www.gakuin.gr.jp/info/students/info7837.html>

問合せ：中央福祉学院 TEL：046-858-1355